

## 【虐待防止のための指針】

### 1. 当事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

当事業所では障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、利用者の人権の擁護、虐待防止の目的のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置などを定め、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して福祉の増進に努める。また、施設内における職員への研修を実施する。

### 2. 本指針における虐待の定義

本指針における虐待の定義は以下の通りとする。

区分	内容と具体例
身体的虐待	暴力や体罰によって体に傷やあざ、痛みを与えること。組織によって適切に検討されずに行われた身体的拘束についてもこれに該当する。 <b>【具体的な例】</b> 殴る、蹴る、つねる、やけどを負わせる、椅子や壁に縛り付ける、医療的な必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する など
性的虐待	性的な行為やそれを強要すること。 <b>【具体的な例】</b> 性交、性器への接触、性的行為を強要する、介助の必要性が無いのにも関わらず裸にする、本人の前でわいせつな言葉を発する、わいせつな映像を見せる など
心理的虐待	脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、いやがらせ等によって精神的に苦痛を与えること。 <b>【具体的な例】</b> 障害者を侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、人格を貶めるような扱いをする、無視する など
放棄・放任 (ネグレクト)	食事や排泄等の身の世話をしない等により障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させる又は不当に保持しないこと。 <b>【具体的な例】</b> 食事や水分を十分に与えない、汚れた服を着させ続ける、排泄の介助をしない、身体的虐待や心理的虐待を放置する など
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 <b>【具体的な例】</b> 本人の預貯金を本人の同意なく勝手に使用する など

### 3. 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

#### ア 虐待防止委員会の設置

当事業所では、虐待の防止のための対策及び身体拘束等の適正化を検討する委員会（以下「虐待防止等委員会」という。）を置き、少なくとも年に1回以上開催する。虐待防止等委員会は下記委員から構成する。

- ・委員長：梶原聖規
- ・委員：永戸智子、武富晃甫、江口加保里、福地真紀、土井容子

虐待防止等委員会で検討した結果については記録し保管するとともに、従業者にその内容の周知徹底を図ることとする。

#### イ 虐待防止のための委員会の役割

委員会の議題は、次のような内容について協議する。

- ・虐待防止のための指針及び対応マニュアルの作成と改善
- ・職員研修の内容に関すること
- ・虐待等について、職員が相談や報告ができる体制整備
- ・市町村への通報が迅速かつ適正に行われるための方法に関すること
- ・虐待等の発生原因の分析や再発防止策

#### ウ 虐待防止担当者の設置

当事業所では、虐待の防止の為の担当者を置く。

虐待防止の為の担当者：梶原聖規

### 4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

当事業所では、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、虐待防止の徹底を図るために、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年に1回以上）に実施し、内容について記録する。また、主な研修内容は以下の通りとする。

- ・虐待防止や人権意識を高めるための研修
- ・障害特性を理解し、適切に支援ができるような知識と技術を獲得するための研修
- ・個別支援計画の内容を充実強化するための研修
- ・職員のメンタルヘルスや風通しの良い職場作りのための研修
- ・利用者や家族等が障害者虐待を理解し、通報や相談をしやすくするための研修

#### 5. 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

施設内で虐待(若しくは虐待と疑われる事案)を発見した従業者は、速やかに事業所の管理者及び虐待防止担当者に報告する。虐待者が担当者本人であった場合は代表取締役等に相談する。報告を受けた管理者及び虐待防止担当者は、報告者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待を行った本人に事実確認を行う。また、必要に応じ関係者から事情を確認する。虐待の事実が確認された場合には、本人に対応改善を求め、就業規則に則り必要な措置を講じる。

改善されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、県または市町村及び虐待を受けた障害者に係る機関の虐待担当窓口はその旨を相談する。

また、虐待防止担当者が虐待の加害者になっている場合など、上記の対応を取り難い理由がある場合は、虐待を発見した従業員が通報することとする。

佐賀県 障害福祉課	佐賀市城内 1 丁目 1 - 5 9 TEL : 0952-25-7401
福祉サービス運営適正化委員会	佐賀市天神 1 丁目 4 - 1 5 TEL: : 0952-23-2151

#### 6. 虐待発生時の対応に関する基本方針

施設内で虐待が発生した場合、「5. 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針」の通り速やかに通報を行う。

また、当該虐待に関してその状況、背景等を記録し、当該記録に基づいて虐待防止委員会において原因の分析と再発防止策の検討を行う。あわせて、県及び市町村が実施する調査に協力するとともに、県及び市町村からの指示に従い、必要な改善を行うこととする。

虐待事例及びその分析結果については、従業者に周知徹底し、再発防止に努めるとともに、事案発生後に行った再発防止策や改善策についてはその効果を検証する。

#### 7. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は利用者・家族や関係機関が閲覧できるよう当事業所のホームページに公表する。

#### 8. その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

事業所の外部で開催される虐待防止研修に積極的に参加するとともに、受講後は従業者に当該研修の伝達を行う。

本指針に定める事項以外にも、障害者虐待防止について国・地方自治体から発出される通知等に留意し、虐待防止推進に取り組むこととする。

## 【身体拘束等の適正化のための指針】

### 1. 当事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、高圧を容易に正当化することなく、従業者一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない療育の実施に努める。

#### (1) 重要事項に定める内容

サービスの提供にあたっては、サービス対象者または他のサービス対象者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行動制限その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

#### (2) 根拠となる法律

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされている。個々の心身の状況を勘案し、障がい・特性を理解した上で身体拘束を行わない療育の提供をすることが原則である。

緊急やむを得ない場合、以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

- ① 切迫性：生命または身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

### 2. 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

#### (1) 身体拘束適正化検討委員会の設置

当事業所では、虐待の防止のための対策及び身体拘束等の適正化を検討する委員会（以下「虐待防止等委員会」という。）を置き、少なくとも年に1回以上開催する。

体制などは虐待防止と一体化する。

#### (2) 身体拘束適正化に関する責務等

身体拘束防止に関する統括は統括責任者が行い責任者は管理者とする。身体拘束防止に関する責任者は、本指針及び委員会で示す方針に従い、身体拘束の適正化を啓発、普及する為の職員に対する研修の実施を図るとともに日常的な身体拘束の適正化等の取り組みを推進する。また、責任者は身体拘束を発見しやすい立場にあることを自覚し、身体拘束の早期発見に努める。

### 3. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

処遇に携わる全ての職員に対して、身体的拘束廃止と人権の尊重したサービスの励行を図り、職員研修を行う。

- (1) 定期的な教育・研修(年1回以上)の実施
- (2) 新規採用時に対する身体的拘束廃止のための研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施(研修会への参加や報告など)

研修の実施内容については、紙面または電磁的記録等により記録を行う。

### 4. 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

利用者本人及び家族等に対して、十分な説明・報告を遅滞なく行う。

### 5. 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

<やむを得ず身体拘束を行う場合の対応>

やむを得ず身体的拘束を行う場合(緊急時の対応、注意事項)本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急をやむを得ず身体的拘束を行わなければならない場合、以下の手順に沿って実施する。

#### (1) 委員会の実施

やむを得ず身体拘束を行うときには、あらかじめ支援会議等において組織として慎重に検討・決定する必要がある。この場合、管理者、運営規程に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者等、支援方針について権限を持つ職員が出席していることとする。

身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載する。身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定していく。

#### (2) 利用者本人や家族等に対する説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。個別支援計画書に身体拘束を行う可能性を盛り込み、本人または保護者に同意を得る。また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族と締結した内容と方向性、利用者の状態などを確認、説明し、同意を得た上で実施する。

#### (3) 必要な事項の記録

その態様及び時間、心身の状況並びにやむを得なかった理由などを記録し共有する。なお、身体的拘束検討・実施等に係る記録は5年間保存する。

#### (4) 拘束の解除

記録と再検討の結果、身体的拘束の三要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除し、利用者・家族等に報告する。

#### 6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は利用者・家族や関係機関が閲覧できるよう当事業所のホームページに公表する。

#### 7. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束等をしないサービスを提供していくためには、施設サービス提供に関わる職員全体で以下の点に十分に議論して共通認識をもつ必要がある。

- (1) 他の利用者への影響を考えて、容易に身体拘束を実施していないか。
- (2) サービス提供の中で、本当に緊急をやむを得ない場合のみ身体的拘束等を必要と判断しているか(別の対策や手段はないのか)

#### 附則

本指針は、令和5年8月1日より施行する。

作成：令和5年8月1日

改訂①：令和6年3月12日

改訂②：令和6年6月10日

放課後等デイサービス しーど